

海津市の企業立地優遇制度について

海津市企業立地促進制度（工場等設置奨励金・雇用促進奨励金）

●対象業種

製造業・情報通信業・研究開発事業

●対象要件

海津市内に工場等を新設または増設し、新規に従業員を雇用した企業で、操業にあたり土地、建物、償却資産等の資産投資を行っていること。

ただし、設備のみの導入については、奨励措置の適用外となります。

●奨励措置

① 工場等設置奨励金

初期投下固定資産に対して課せられた固定資産税を限度とし、最初に課すべきこととなる年度以後3箇年度にわたり交付する。

② 雇用促進奨励金

操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始日までに海津市内に居住し、かつ引き続き1年以上常時雇用された従業員1人につき16万円を交付する。上限額160万円。

●指定基準

	対象事業	新規地元雇用者	初期投下固定資産額
(ア) 製造業	(1) 製造業（資源循環型製造業を含み、下記イ(1)～(3)の業種を除く。）の工場等の設置	10人以上 (中小企業者は3人以上)	5千万円以上 (中小企業者のみ)
(イ) 情報通信業	(1) 受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業（上記ア(1)及び下記(2)～(4)に規定する業種を除く。）の事業所の設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	3千万円以上
	(2) 技術先端産業、航空宇宙産業（民需に限る。）及び市長が特に認めるものの製品製造を行う事業所の設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	5千万円以上 (中小企業者のみ)
	(3) コールセンターの設置	20人以上 (中小企業者は10人以上)	5千万円以上
	(4) データセンター、ソリューションセンターの設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	5千万円以上
(ウ) 研究開発事業	(1) 研究開発事業の事業所の設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	5千万円以上 (中小企業者のみ)

※「海津市企業立地促進条例」に基づき運用。

海津市企業立地促進に係る固定資産税の特例制度（課税免除）

●対象業種

製造業・情報通信業・研究開発事業

●対象要件

海津市内に工場等を新設又は増設し、新規に従業員を雇用（操業開始日までに市内に居住）した企業で、操業するにあたり土地、建物、償却資産等の資産投資を行っていること。

●特例措置

初期投下固定資産の取得に要する経費に対して課せられる固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後の3箇年度にわたり課税免除する。

●指定基準

	対象事業	新規地元雇用者	初期投下固定資産額
ア	製造業（資源循環型製造業を含み、下記イ～ウの業種を除く）の事業所設置	10人以上 (中小企業者は3人以上)	1億円以上
イ	研究開発事業の事業所の設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	1億円以上
ウ	技術先端産業、航空宇宙産業、(民需に限る。)及び市長が特に認めるものの製品製造を行う事業所の設置	5人以上 (中小企業者は3人以上)	1億円以上

※「海津市企業立地促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に基づき運用

●その他

- ▶ 初期投下固定資産とは、地方税法第341条に規定される土地、家屋及び償却資産で、操業開始に至るまでに取得したものをいう。
- ▶ 造成済み用地を取得した場合は、施設の設置工事の着手前1年以内に取得した用地に限り、未造成の用地を取得した場合は、施設の設置工事の着手前3年以内に取得した用地に限る。
- ▶ 優遇制度の適用には、操業開始日から90日以内に「企業立地奨励措置指定申請書」の提出が必要であり、海津市企業立地促進審査委員会の指定を受ける必要があります。

【問合せ先】 海津市役所 商工観光課 TEL 0584-53-1374

[2019年5月 現在]